

改訂後	改訂前
<p>第1条～第19条 変更なし</p> <p>第20条 解約</p> <p>1. お客さま都合による解約</p> <p>お客さまは、本契約を解約される場合には、「申込書」に必要事項を記載して当行に提出する方法によって解約の手続きをとるものとします。必要事項が記載された「申込書」が当行に到達した時点で、本契約は解約されるものとします。ただし、解約時までにお客さまが依頼した「振替予約」または「振込予約」取引および一括データ伝送サービス取引の依頼が未完了である場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ解約はできないものとします。</p> <p>2. 当行都合による解約</p> <p>(1) 当行の都合により本契約を解約する場合は、第4項による場合を除き、届出住所宛てに解約の通知を行います。当行による解約の通知がお客さまに到達した時点で、本契約は解約されるものとします。</p> <p>(2) 当行が解約の通知を届出住所宛てに発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到着すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>3. みなし解約</p> <p>(1) 代表口座が変更または解約された時は、本契約は解約されたものとみなします。</p> <p>(2) 契約口座が解約された時または契約口座の本サービスへの届出が解除された時は、本契約のうち当該契約口座に関する部分は解約されたものとみなします。</p> <p>4. 通知を要しない解約</p> <p>お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は、何らの通</p>	<p>第1条～第19条 変更なし</p> <p>第20条 解約</p> <p>1. 解約（1. お客さま都合による解約へ統合）</p> <p>本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。</p> <p>2. お客さまによる解約（1. お客さま都合による解約へ統合）</p> <p>お客さまによる解約の場合は、「申込書」に必要事項を記載して提出する方法によって解約の手続きをとるものとします。ただし、解約時まで に処理した完了していない「振替予約」または「振込予約」取引および一括データ伝送サービス取引の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ解約はできないものとします。</p> <p>3. 当行からの解約通知（2. 当行都合による解約へ統合）</p> <p>(1) 当行の都合により本契約を解約する場合は届出住所宛てに解約の通知を行います。</p> <p>(2) 当行が解約の通知を届出住所宛てに発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到着すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>4. 代表口座の解約（3. みなし解約へ統合）</p> <p>代表口座が解約された時は、当行はお客さまへ通知なしに本契約を解約することができるものとします。</p> <p>5. 契約口座の解約（3. みなし解約へ統合）</p> <p>契約口座が解約された時は、当該口座に関するサービスは解約されたものとみなします。</p> <p>6. 当行からの解約（4. 通知を要しない解約へ統合）</p> <p>お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は何らの催告</p>

知を行うことなく、本サービスのお客さまへの提供を停止または本契約を解約することができます。

- (1) 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始もしくは民事再生手続開始その他適用あるいは倒産手続開始の申立があった時、または申立を受けた時。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
- (3) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となった時。
- (4) 当行に支払うべき手数料を支払わなかった時。
- (5) 一年以上にわたって本サービスの利用がない時。
- (6) 相続の開始があった時。
- (7) お客さまがこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。

(8) お客さまが本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(9) お客さまが、次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者（以下 A～G に該当する者これらを「暴力団員」という。）

~~なくして本契約を解約することができます。この場合、当行がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとしします。~~

- (1) 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始もしくは民事再生手続開始その他適用あるいは倒産手続開始の申立があった時、または申立を受けた時。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
- (3) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となった時。
- (4) 当行に支払うべき手数料を支払わなかった時。
- (5) 一年以上にわたって本サービスの利用がない時。
- (6) 相続の開始があった時。
- (7) お客さまがこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。

~~7. 第1項の他、各号の一にでも該当し、申込人との取引を継続することが不適切である場合には、本サービスを停止し、または申込人に通知することにより本サービス利用契約を解約することができるものとしします。~~

(4 通知を要しない解約へ統合)

~~(1)~~ (8) 申込人が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

~~(2)~~ (9) 申込人が、次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者（以下 A～G に該当する者これらを「暴力団員」という。）

H. または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(10) お客様が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

- 5. 本契約が解約により終了した場合には、その解約時までには、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
- 6. 本契約が解約により終了した場合には、お客さまは「おきぎん e パートナーカード」をご自身で処分するものとします。

第 21 条～第 28 条 変更なし

H. または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

~~(3)~~ (10) 申込人が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

- ~~5~~ 5. 本契約が解約により終了した場合には、その解約時までには、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
- ~~6~~ 6. 本契約が解約により終了した場合には、お客さまは「おきぎん e パートナーカード」をご自身で処分するものとします。

第 21 条～第 28 条 変更なし